

## 高齢者福祉発達史の一断面(Ⅲ)

—大正期の報恩積善会の成立と展開を中心に—

井村圭壮

### A History of Welfare Facilities for the Elderly in Japan (Ⅲ)

Focusing on the establishment and development of  
the Hoonsekizen-kai during the Taisho era

In this paper, I will discuss the development of welfare facilities in conjunction with the relationships among the people involved—the recipients of welfare services, policymakers who established welfare systems, and those who actually provided care—making use of the original records preserved by these facilities.

By focusing on a nursing home called the Hoonsekizen-kai, this paper aims to contribute to research on the development of welfare facilities for senior citizens. The Hoonsekizen-kai has kept a large number handwritten documents as well as various reports it published annually during the Taisho and early Showa eras, including newsletters, operation reports, and annual reports. Since only a few facilities established at that time have preserved such materials, the Hoonsekizen-kai's records will provide a key to understanding the history of welfare facilities for the elderly in Japan.

**Key words :** Central social work association, Residential institution for the aged, Poor relief law

### 序

本研究は、施設史研究を積み上げていく中から、わが国の戦前期における高齢者福祉発達史の構築を試みるものである。<sup>1)</sup> 施設史研究において重要なことは、社会福祉の実践的側面を分析し、そこから実践者と対象者(利用者)との関わりの中で両者が歴史的社会的現実としての行政的制度的施策に対していかに対応していくか、或いは現実の社会福祉体制にどのように対応し活動していくか等、政策主体との関わりを直視しなければならない。つまり、政策主体と対象者そして実践者との関係から、対象者(利用者)の生活実態を見つめ、政度、制策に規制されながら対応する創造的な実践者の社会的活動を通して施設史研究は進められる必要性がある。

一番ヶ瀬康子は「施設史研究の意味と課題」の冒頭で次のように述べている。

「社会福祉論において施設研究の意味は、捉える人によって、さまざまである。ある人々は、施設経営をとくに考え、またある人々は、施設を建築することから考える。一個の構造体である施設は、その意味では捉える視点によってさまざまな捉え方が可能である。

しかし、権利として社会福祉の充実を志向する視点から捉えるならば、施設は、たんに機構でもなくまた建物でもない。それは、まさに利用者の日常生活の場そのものである。しかも、その日常生活は、自然的な営みの広がりとしての場ではない。それは、家庭以上に社会的であり、また制度的である。社会福祉という一定の制度の運用のなかで規制されたものであり、またその運用の担い手である現場の労働者とのかかわりで展開されているものである。したがって、そこでの具体的な営みは、社会福祉の利用者すなわち対象者と、社会福祉制度の展開を規定する政策主体と、その狭間で努力をする社会福祉現場の実践者とのからみあいのなかで、実在しているということが出来よう。そして、それを利用者である生活者の立場から捉えたとき、いかなる意味と問題を持ったものであり、また何によって、どのような進展がなされたものであるかということが、大きな課題になってくる。つまり施設とは、社会福祉の矛盾が内包された坩堝のような存在であり、凝結された場である、歴史的存在である。」<sup>2)</sup>

よって本稿は、「歴史的存在」である施設史を、社会福祉の利用者すなわち対象者と社会福祉制度の展開を規定する政策主体と社会福祉現場の実践者との関係の中で進展する施設の実態を原資料を基盤に考察する。特に今回は、養老施設「報恩積善会」に視点をあて、わが国における高齢者福祉施設史研究の一助として貢献することを目的としている。なお、現在の「報恩積善会」（岡山市津島笹が瀬9番8号）には手書き資料である原資料が多く保存されている。また大正、昭和初期を通して『時報』『事業報告』『年報』等の「事業報告書」が毎年発行されており、大正、昭和初期に創設された養老施設の中でもこうした原資料が現存していることは全国的に珍しくわが国の高齢者福祉発達史（特に施設史）を繙いていく要因となりうるものである。<sup>3)</sup>

## 1. 感化救済事業と報恩積善会の成立

1908（明治41）年、内務省主催による「第一回感化救済事業講習会」を契機として、慈善事業の全国組織である「中央慈善協会」が設立された。会長には渋沢栄一が就任、顧問に貴族院議長清浦圭吾、幹事に井上支一、中川望らの内務官僚が名を連ねた。感化救済という呼称は、「中央慈善協会」設立前後から盛んに使用されており、「第一回感化救済事業講習会」と言う名称は、「それがいかに行政用語としても定着していたかを測る目安になる」<sup>4)</sup>とも言われている。また1908（明治41）年に「感化法」が改正され、全国各地に公立の「感化院」が設立されたが、明治後期の感化救済事業は、内務省官僚が中心となって押し進めた慈恵的救済行政として機能していったのであった。

1909（明治42）年から内務省は全国各地の優良施設に奨励金（助成金）を下付しはじめる。養老事業関係では、1909（明治42）年に「函館慈恵院」が、1910（明治43）年には「大阪養老院」、

1911（明治44）年には「神戸養老院」が下付の対象となっている。また、1908（明治41）年より「名古屋養老院」には名古屋市から事業補助金が交付されている。1909（明治42）年には「大阪養老院」に大阪市より救護委託金が交付され、「函館慈恵院」には地方費慈恵救助資金の補助が実施されるが、こうした傾向について小笠原祐次は「この時期に養老事業への公的助成、補助が始まったことを示している。」<sup>6)</sup>と指摘している。つまり、明治40年代から少額ではあるが公的資金が施設に給付されるようになったわけであり、養老施設においてもその対象施設として公的助成が開始されたのであった。

ただしこれによって養老事業の経営上の安定化に繋がったわけではなく、各養老施設では独自の手法で後援組織を形成したり、寄付金を募るなどの財源確保に躍起になっていた。寄付金は定期的継続的寄付は勿論のこと、多方面の篤志家からの寄贈をも期待しており、そのための広報紙も作られている。その先駆は1903（明治36）年に「大阪養老院」から発刊された『養老新報』であると考えられるが、岡山に於いては『報恩時報』が1914（大正3）年9月に発刊された。この時報を発刊したのが、今回の研究対象施設である「報恩積善会」である。<sup>6)</sup>

「報恩積善会」は1912（大正元）年9月に岡山市下石井305番地に田淵藤太郎（1876～1914）によって創設された養老施設である。田淵藤太郎は1876（明治9）年久米郡鶴田村の竹内家に生まれた。長じて赤磐郡竹枝村の田淵家に入籍している。<sup>7)</sup>『報恩積善會養老事業報告（大正十一年十二月末発表）』にはその沿革について次のように記されている。

#### 「沿 革

會長田淵藤太郎は兼て貧困なる孤獨老衰者に同情し之が救済慰安の途を講ぜしが、明治四十五年遂に意を決して養父法名「持法積善」の文字を執り報恩積善會を興し看護婦一名を雇ひ毎日市内を巡回して老衰者を見舞はしめ或は藥湯の入浴券を無料配布し以て養老事業に着手せり、後大正二年に至り自宅に於て收容保護を開始し賛助員の後援に依り大正七年に收容所一棟を建築し以て今日に至る<sup>8)</sup>

この沿革によると「自宅に於て收容保護を開始」とあるように、田淵藤太郎の養老事業への熱い思いが感じられるが、この点について藤太郎は第一回の『報恩時報』で「岡山報恩積善會趣意」として以下のように発表している。

#### 「岡山報恩積善會趣意

夫れ忠と孝とは我國肇國の大体にして國民道德の根源なり、而して忠孝の兩道は報恩の思念に據りて實現せらる、本會は四恩報盡の趣旨に基き

明治天皇聖徳紀念として聖旨を奉し世の孤獨老衰者救護の目的を以て創設したり、凡そ古より家族制度を採用し來れる我邦に於ては兩親に孝養を盡し一般老者を敬愛するは人間最高の義務たること何人も能く辨知せらるゝ處なり、然るが故に父母を慰藉扶養するに當り何物をも惜まざるへし、是れ實に我國民の美德にして泰西に於て嘗て見ざる處なり、然るに天下無告の老衰者に至りては子孫の扶養慰藉の情に浴す能はざるのみならず祖先傳來の家名斷絶するの止なき

不孝の境遇に沈淪せる彼等は實に人生悲惨の極ならずや、之を救護するは人情自然の發露なり、故に本會は扶養者なき老衰者を收養救護し家名繼續の道を講し以て忠孝兩全の道を修し、聊か社會組織の欠陥を補ひ國恩の萬一に報いんとす仰き願はくは博愛仁慈なる諸彦吾人の微衷を諒せられ御賛助せられんことを希ふ

創設者 田淵藤太郎敬白<sup>9)</sup>

こうした趣意書は一般市民に養老施設の存在を理解してもらうためのひとつの宣言書であり、それを『報恩時報』というかたちで表現したのであった。第2回の『報恩時報』では会則が記載されているので示しておく。

### 「報恩積善會々則

#### 第一章 名稱及位置

- 一、本會は報恩積善會と稱し事務所及收容所を岡山市南方九十六番地に置く
- 二、本會は必要の地に支會を設く

#### 第二章 主義目的

- 一、本會は報恩の美德を普及し養老事業の經營にあり、六十歳以上の孤獨老衰者を收容し家族制度に據て救護す
- 二、本會は毎年九月二十四日の創立日をとし高齢者の慰安及死亡者の追善會を催す

#### 第三章 會員規定

- 一、會員は左の會費を納め事業を賛助せらるものとす  
名譽會員 本會に功勞ある者又は一時金貳拾圓以上納めらるゝものとす  
特別會員 隨時金拾圓以上又は年約金二圓を納めらるゝものとす  
正會員 隨時金五圓以上又は年約金一圓を納めらるゝものとす  
普通會員 月約一ヶ月金十錢又は五錢宛を納めらるゝものとす
- 二、會員諸氏は報恩時報にて狀況を報告す

#### 第四章 職員

- 一、顧問若干名、會長一名、主任事務員一名、主任看護一名、事務員若干名を置く
- 二、顧問は會長の諮問に答え若くは會の重要事項に關し會長に對し意見を陳ぶ
- 三、會長は會務一切を總理し事業全体の責任あるものとす
- 四、主任事務員は會長の主義方針を守り事務員を指揮監督するものとす
- 五、主任看護人は收容者の看護事務を専掌す
- 六、事務員は本會の主義に據り主任者より指定したる部所に付き執務するものとす

#### 第五章 維持方法

- 一、本會は賛助會員の會費、慈善會の收入、篤志寄附金等を以て經費に充つ（以上備考、顧問の同意を得て本則は大正七年九月を以て元則中左の如く改正したるものなり  
第三章中更に名譽會員を設け會費を變更す

第四章中元と役員の二字を職員と改め更に顧問を推薦す<sup>10)</sup>

つまり、1912（大正元）年に創設された「報恩積善会」は、1919（大正8）年の段階では既に養老施設としての組織が整っており、1918（大正7）年9月には市内南方に仮収容所一棟を新築している。<sup>11)</sup> こうした施設の発展の背景には、田淵藤太郎及び妻はつの努力と共に養老事業に対する地元篤志家の支援が存在した。第三回の『報恩時報』には「會員諸氏へは報恩時報にて状況を報告す」とあり、以下の会員が記されている。

「顧問 醫師	大 藤 昇	岡山市長	中 山 寛
顧問	富 田 金 一	黒住教會所長	長 摺 政太郎
役員顧問 東大文學士	横 山 日 省	基督教日本組合教會長	長 坂 鑿次郎
會長	田 淵 藤太郎	本行寺住職	能 仁 事 一
主任看護	田 淵 發 惠	山陽新報社長	野 崎 又 六
岡山市に於ける重なる賛助員（いろは順）		實科高等女學校長	國 富 友次郎
濟世顧問	石 井 俱 寛	淨覺寺住職	楠 正 雄
醫師	石 本 於義太	岡山神社社司	久 山 信 息
神理教岡山分院	今 東 竹 造	辯護士	松 本 豊
大社教岡山分院	花 房 理八郎	藥師院住職	松 原 光 珙
本願寺住職	橋 本 堅 道	岡山驛長	藤 田 純 一
岡山新聞社主幹	西 崎 佐 吉	源照寺住職	藤 丸 法 忍
光清寺住職	千 輪 清 海	佛教婦人會員	船 橋 重 子
實業家	香 川 龜三郎	岡山縣警視	結 城 秀 哉
辯護士	岡 本 佐 市	妙勝寺住職	宮 崎 玄 養
國清寺住職	華 山 海 應		南 爲 吾
妙應寺住職	刈 米 是 寛	金光教岡山教會所長	島 村 政 次
蓮昌寺住職	高 見 慈 悦	實業家	菱 川 吉 衛
醫師	伊 達 久 庸	教徳寺住職	廣 田 眞 之
中國民報社長	筒 井 繼 男	醫師	鈴 木 昌 平
岡山寺住職	津 高 賢 傳	岡山教會	杜 岳 日 允 <sup>12)</sup>

## 2. 大正期の養老施設の運営方法

養老施設に対して地方庁の助成、補助が次第に広がり、一般化していくのは大正期に入ってからであると言われている。<sup>13)</sup> 各府県からの補助金が交付され始めた年を見ると、「名古屋養老院」が1914（大正3）年、「東京養老院」が1916（大正5）年、「佐賀養老院」が1919（大正8）年、「佐世保養老院」が1924（大正13）年となっている。<sup>14)</sup> 「報恩積善会」では手書き資料『救済事業調査表（養老）大正拾年拾貳月末日』に「補助金壹壹参，四一〇」と記されており、1921（大正

10) 年から補助金が交付されたと推察される。<sup>15)</sup> 『報恩積善會養老事業報告 (大正十一年十二月末發表)』によると、表1のような歳入出決算が記されており、「補助金」50,000円となっている。表1で目をひくのは「賛助員贖金」「吉備樂演奏純益金」であり、当時の養老施設では賛助金や施設独自の手法による収益方法を考案しなければならなかった。それが表1に示す「吉備樂演奏」のような慈善興行であった。

1922 (大正11) 年7月13日に「下関弁天座」で行われた「吉備舞樂」興行の広報紙には次のような開催主意が記されている。

「吉備舞樂大會開催主意

報恩積善會、主義目的、報恩の美德を普及し養老事業の經營にあり明治天皇聖徳記念として本會は大正元年九月に創設したり幸に諸官憲の御保護と江湖仁俠なる諸彦の御賛助とに依り着々事業の發展を見るに至りたるは實に感謝に不堪次第なり而して社會の進歩に伴ひ生存競争益々激甚を加へ不幸悲惨の貧困者は日を追ふて増加し來り従て可憐なる老衰者の救護を求むる悲聲は日夜吾人の心膽を寒からしむる於茲本會は設備を増大し窮餘頭を他人の門前に低れて食を乞ふか或は路傍に餓死するの外なき不孝者を收容し、か社會組織の欠陥を補ひ國恩の萬一に報ゆる處あらんとす希くは博愛仁慈なる諸堅吾人の微意を諒せられ揮ふて御賛助の榮を賜はらんことを今回當地有志者の御賛助を得まして左記の通り慈善吉備舞樂大會を開らく事になりました、就きましては何卒多數御來會下さいまして「盞を存し毫を問ふは人に孝を教ふる所以なり」畏れ多くも御互に此の御聖旨の幾分にて添ひ奉まつる事の出來ます様に御指導と御援助をお願い致度く、茲に御案内申上げる次第であります。

主催 報恩積善會

大正十一年七月十三日

手書き資料『自大正十一年度至大正十三年度 慈善會巡回録 報恩積善會』には当時の「吉備樂會」を中心とした記録が記されているが、如何に势力的に興行を行っていたかが読み取れる。例えば、大正11年3月中では、4日、広島県御調郡三成小学校を皮切りに、31日、御調郡因島三ノ庄小学校までの間に計12日の「吉備樂會」が開かれている。

表 1

経費		歳入の部		歳出の部	
吉備樂演奏純益金	一、二二六、〇三〇	計	金	計	金
賛助員贖金	五五八、二〇〇	雑	金	救護食料金	七二二、六二二
補助金	五〇、〇〇〇	補	金	醫藥及被服費金	七三三、七六〇
收入	二四、五〇〇	收	金	臨時費金	一三一、七七〇
計	一七五八、七三〇	入	金	計	九八二、一三四
差引剩餘金五十五圓五十九錢六厘前年より繰入金二百十五圓六十四錢七厘		計	金	計	金
計 金二百七十一圓二十四錢三厘是は大正十二年へ繰越す		入	金	計	金
資産 會舎一棟 疊建具付		計	金	計	金
物品受領、醬油入五升樽一丁、白布三反、餅六百三十個		計	金	計	金

出所：『報恩積善會養老事業報告 (大正十一年十二月末發表)』大正十二年四月一日

表2には各養老院別に見た収支内容を示しているが、小笠原祐次は「神戸養老院」「大阪養老院」「報恩積善会」を例として以下のような財源上の比較を行っている。

「この三施設を例示したのは大正期の養老院がどこに財源を求めたかを示す特徴が表わされているからであるが、神戸養老院は主として定期寄付・賛助金による寄付金型、大阪養老院が年によって違うが公的助成と臨時寄付金型（さらにいえば財産収入放型）、報恩積善会が事業収入と定期寄付・賛助金型とでもいえよう。今日のように10割近い公費補助が一般化していなかったために、財源の確保には独自の努力と工夫が必要だったのである。」<sup>16)</sup>

表2 各養老院別にみた収支内容 (%)

		収 入					支 出				1人当り費用		
		定 賛 期 助 寄 付 費	臨 時 寄 付	公 助 成 補 的 助	公 的 救 護 金	事 業 収 入	給 養 費 (直接事業費)				事 務 費	1 給 カ 養 月 費	総 (1含 支 カ 繰 出 月 越)
							計	う 食 ち 費	う 被 服 費	う 医 療 費			
大 正 3 年	神戸養老院	80.8		4.3	—	—	57.3	34.2	2.5	1.9	19.2	円 銭 7 94	円 銭 13 80
	大阪養老院	1.1	25.9	33.4	—	※積立金 とりくずし 36.4	61.2	37.8	3.6	8.6	15.9	4 55	7 44
	報恩積善会	63.8	4.0	—	—	1.3	61.4	—	—	—	34.7	3 07	5 00
大 正 9 年	神戸養老院	39.9	34.4	6.7	0.6	—	66.8	31.1	0.3	1.0	20.3	16 65	24 93
	大阪養老院	21.7	58.9	16.2	—	—	75.7	—	—	—	20.3	10 40	13 73
	報恩積善会	41.3	1.7	—	—	56.1	49.6	—	—	—	43.9	6 82	13 76
大 正 12 年	神戸養老院	36.8	21.8	21.2	3.0	—	57.3	27.3	0.6	2.9	17.9	14 06	24 53
	大阪養老院	20.7	21.6	31.7	—	※赤字分 として借入 約30.0	75.8	—	—	—	21.4	7 03	9 27
	報恩積善会	71.1	2.3	3.0	—	23.6	45.6	—	—	—	43.6	9 31	20 40

出所：全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編『老人福祉施設協議会五十年史』  
 全国社会福祉協議会，1984年，62頁

つまり、「報恩積善会」では地方巡回の慈善会興行を恒常的に実施することによって施設経営の維持に努めていたのであった。こうした「報恩積善会」の経営手法は創立当初から見られたようであり、『報恩時報第二回』（大正8年5月31日）からは歳入出決算が記載されている。また、手書き資料『自大正貳年度至大正拾年度 演奏會後援者名簿』として大正2年1月26日からの興行記録が残されている。なお、「佐世保養老院」を創設した川添諦信は、高僧名士の書画の寄贈を受け、全国各地でその即売会を開催することによって経営の維持に努めていた。また、矢野嶺雄が創設した「別府養老院」では開設当初から別府市内で支援母体である「養老婦人会」主催による「慈善演藝会」を催していた。

### 3. 養老事業の近代化と養老施設

大正期に入ると、1918（大正7）年内務大臣の諮問機関として「救済事業調査会」が創設され、1921（大正10）年には「社会事業調査会」へと改称された。また、1917（大正6）年に内務省に「救護課」が置かれ、1920（大正9）年「社会局」が新設された。各府県に於いても対応する部局が新設され始め、次第に感化救済事業から「社会事業」行政へと整備が図られていったのである。

社会事業行政への移行の背景には、米騒動、関東大震災、労働争議、資本主義恐慌等の前近代的要素を残した社会問題が露呈したことに因るが、こうした外的要因が社会事業の組織化へと移行させる引き金となったことは事実である。1921（大正10）年、「中央慈善協会」が「中央社会事業協会」と改称され「社会事業」と言う呼称も一般化していく。また、社会事業の地域化の側面に於いては、1917（大正6）年に岡山県知事笠井信一による「岡山県済世顧問」制度が挙げられる。この制度はその後、方面委員制度として全国へ普及していった。1922（大正11）年には「大阪社会事業協会」が創設されており、社会事業の組織化、地域化の流れの中で養老事業も近代化が図られていった。

1925（大正14）年5月、「第七回全国社会事業大会」に於いて、「第一回養老事業懇談会」が開かれ、そこで決議から1925（大正14）年10月、「第一回全国養老事業大会」が開催された。大会は主に「大阪養老院」を会場にして10月24日から26日までの間続けられた。参加者（養老事業関係者）は23施設・団体から42名であったが、「報恩積善会」の創設者である田淵藤太郎も出席した。大会2日目には「全国養老事業団体の連絡を計り更に事業の研究調査を継続的に進行する方法如何」<sup>17)</sup> という提案が出され、「事務所を設け連絡をとること而して其事務所は大阪養老院に置くことに可決」<sup>18)</sup> との決議がなされた。こうした養老事業関係者の組織化の中で表3に示すように大正期から養老施設の設立数も徐々にではあるが増加していることがわかる。

ただし、養老施設は増加したが、そこに入所してくる高齢者には健康状態の良くない者が多く、例えば「神戸養老院では病弱者が多く、大正七年から十四年の累計で

表3 養老事業各年別設立数

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明	慶	年
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	治	應	次
三	十	十	十	十	十	十	十	十	十	五	二	年
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	六	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	設立数
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明	年
四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	治	次
四	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三	年
十	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	十	年
三	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	二	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	一	年
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	設立数
同	同	同	同	同	同	同	同	同	大	同	明	年
十	十	九	八	七	六	五	四	三	正	同	治	次
一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	四	四	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	十	十	十	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	五	五	五	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	元	元	元	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
三	三	三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	設立数
合	同	同	同	同	同	同	昭	同	同	同	大	年
							和				正	次
計	八	七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	年
	年	年	年	年	年	年	年	年	五	五	五	年
	年	年	年	年	年	年	年	年	三	三	三	年
	年	年	年	年	年	年	年	年	六	六	六	年
八	一	四	九	三	二	四	五	三	五	三	六	設立数
五												

出所：『全国養老事業調査（第一回）』  
 全国養老事業協会  
 昭和十一年二月二十日、8頁



は病弱者が60%であった<sup>19)</sup>と指摘されている。「報恩積善会」の手書き資料『救済事業調査表』を見ると、大正14年12月末日調べで在所者9名中男性2名女性2名が「病弱者」と記されている。また、その年の入会者17名中5名が死亡している。<sup>20)</sup> こうした傾向は「報恩積善会」に限ったことではなく、大正期に養老施設に入所してくる高齢者には病というものは付き物であり、死亡率も20%～30%であった。例えば「大阪養老院」の場合大正元年から15年の間に於いて総収容者1977名中449名（死亡率22.7%）が死亡している。<sup>21)</sup> このように高齢者の疾病の問題は当時の養老施設には大きな処遇上の問題として申し掛かっており、「別府養老院」では医療事業に力を入れ、1934（昭和9）年に施設内に「消毒所」を設けていた。

### <注>

- 1) 特に、戦前期の養老事業に関して分析した論文としては、以下のものが挙げられる。小笠原祐次・星島志保子「老人福祉施設における処遇の史的考察」『社会福祉施設における福祉処遇』社会福祉研究所、1979年、山本啓太郎「日本における老人福祉施設の展開について（1868-1931）」『奈良文化女子短期大学紀要』第11号、1980年、岡本多喜子「昭和初期における養老事業の動向-全国養老事業協会の成立をめぐる-」『社会事業研究所年報』17号、日本社会事業大学社会事業研究所、1981年、小笠原祐次「老人ホームの歴史とその遺産」『老人福祉年報（1982年版）』全国社会福祉協議会、1982年、宮崎英子「高齢者調査-要保護老人と養老事業の動向-」『戦前日本の社会事業調査』剋草書房、1983年、岡本多喜子「戦中期の養老事業に関する一考察（1931-1945）-養老事業研究会を中心として-」『社会老年学』第21号、東京大学出版会、1984年、田代国次郎「戦前日本の養老院設立ノート」『草の根福祉』第12号、社会福祉研究センター、1984年、小笠原祐次「戦前期養老事業文献にみる養老院に関する処遇と処遇観」『社会事業史研究』第14号、1986年、田代国次郎「寮母職のルーツを探ぐる(1)」『しいのき』No62、北九州市社会福祉協議会社会福祉研修所、1986年、田代国次郎「寮母職のルーツを探ぐる(2)」『しいのき』No63、北九州社会福祉協議会社会福祉研修所、1986年、山本啓太郎「大阪養老院の設立について」『社会事業史研究』第14号、1986年、岡本多喜子「老人ホームの歴史」『ゆたかなくらし』全国老人福祉問題研究会、1986年5月号～1987年4月号、井村圭社「老人福祉発達史の一断面-佐世保養老院の成立と展開を中心に-」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』第2巻、1995年、小笠原祐次「老人ホームの歩み」『介護の基本と考え方』中央法規出版、1995年、井村圭社「老人福祉発達史（Ⅱ）-別府養老院の成立と展開を中心に-」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』第3巻、1996年
- 2) 一番ヶ瀬康子「施設史研究の意味と課題」『社会福祉の歴史研究』労働旬報社、1994年、181頁
- 3) なお、戦前の養老院の状況については、田代国次郎「戦前日本の養老院設立史ノート」『草

の根福祉』第12号，社会福祉研究センター，1984年に詳しい。

- 4) 田代国次郎「日本社会福祉の史的展開—その1—」『広島女子大学文学部紀要』第24号，1989年，49頁
- 5) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会，1984年，29頁
- 6) 報恩積善会の各年報は以下のものがある。

『報恩時報第一回』大正三年九月二十四日

『報恩時報第二回』大正八年五月三十一日

『報恩時報第三回』大正九年七月二十五日

『報恩時報第六號』大正十年十二月一日

『報恩時報第七回』大正十一年八月一日

『報恩積善會養老事業報告（大正十一年十二月末發表）』大正十二年四月一日

『報恩積善會養老事業報告（大正十二年十二月末表）』大正十三年四月一日

『報恩積善會養老事業報告（大正十三年十二月末日表）』大正十四年一月二十五日

『報恩積善會養老事業報告（大正十四年十二月末日表）』大正十五年一月十五日

『報恩積善會養老年報昭和六年度』

『報恩積善會養老年報昭和七年度』昭和八年一月

『財團法人報恩積善會養老年報昭和八年度』昭和九年一月

『財團法人報恩積善會養老年報昭和九年度』昭和十年一月

『財團法人報恩積善會養老年報昭和拾年度』昭和十一年一月

『財團法人報恩積善會養老年報昭和拾一年度』昭和十二年一月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十二年四月一日  
至 昭和十三年三月三十一日』昭和十三年四月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十三年四月一日  
至 昭和十四年三月三十一日』昭和十四年四月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十四年四月一日  
至 昭和十五年三月三十一日』昭和十五年四月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十五年四月一日  
至 昭和十六年三月三十一日』昭和十六年四月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十六年四月一日  
至 昭和十七年三月三十一日』昭和十七年四月

『財團法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十七年四月一日  
至 昭和十八年三月三十一日』昭和十八年四月

『財団法人報恩積善會養老年報』  
自 昭和十八年四月一日  
至 昭和十九年三月三十一日』昭和十九年四月

7) 赤松力『近代日本における社会事業の展開過程』御茶の水書房，1990年，34頁参照

8) 『報恩積善會養老事業報告（大正十一年十二月末発表）』大正十二年四月一日

9) 『報恩時報第一回』大正三年九月二十四日，1頁

10) 『報恩時報第二回』大正八年五月三十一日，2頁

11) 「報恩積善會」には『救済事業調査表』（手書き資料）が残れさせているが，これは市，県への事業報告であったと考えられるが，沿革を知る上で大正期のものから位置と職員を記せば以下のようなになる。

『救済事業調査表（養老）大正三年末日』

位置 岡山市廣瀬町二百十九番

職員 有給會長

有給事務員 三名

有給看護婦

『救済事業調査表（養老）大正四年末日』

位置 岡山市四番町三番地

職員 有給會長

有給事務員 四名

有給看護人

無給医師

『救済事業調査表（養老）大正五年十二月末日』

位置 岡山市四番町参番地

職員 有給會長

有給事務員

有給看護人 四名

無給医師

『救済事業調査表（養老）大正六年拾貳月末日』

位置 岡山市四番町三番地

職員 無給顧問 大藤昇

全 全 富田金一

全 全 横山耐琳

有給會長 田淵藤太郎

有給看護 田淵初江

『救済事業調査表（養老）大正七年拾貳月末日』

位置 岡山市大字南方九拾六番地

職員 無給顧問 富田金一  
全 全 大藤昇  
全 全 横山耐琳  
有給會長 田渕藤太郎  
有給看護人 田渕初江

【救濟事業調査表（養老）大正八年拾貳月末日】

位置 岡山市大字南方九拾六番地

職員 無給顧問 富田金一  
全 全 大藤昇  
全 全 横山日省  
有給會長 田渕藤太郎  
有給看護人 田渕初江

【救濟事業調査表（養老）大正九年拾貳月末日】

位置 岡山市大字南方九拾六番地

職員 無給顧問 富田金一  
全 全 大藤昇  
全 全 横山日省  
有給會長 田渕藤太郎  
有給看護人 田渕發惠

【救濟事業調査表（養老）大正拾年拾貳月末日】

位置 岡山市大字南方九拾六番地

職員 有給會長 田渕藤太郎  
全看護婦 田渕發惠  
顧問 富田金一  
全 大藤昇  
全 横山日省

【救濟事業調査表（養老）大正拾壹年拾貳月末日】

位置 岡山市南方九拾六番地

職員 有給會長 田渕藤太郎  
有給看護婦 田渕發惠  
顧問 富田金一  
顧問 横山日省  
贊助醫 大藤昇

『救済事業調査表（養老）大正拾貳年拾貳月末日』

位置 岡山市南方九拾六番地  
職員 有給會長 田 淵 藤太郎  
有給看護婦 田 淵 發 恵  
顧 問 富 田 金 一  
顧 問 横 山 日 省  
賛 助 醫 大 藤 昇

『救済事業調査表（養老）大正拾參年拾貳月末日』

位置 岡山市南方九拾六番地  
職員 有給會長 田 淵 藤太郎  
有給看護婦 田 淵 發 恵  
顧 問 富 田 金 一  
顧 問 横 山 日 省  
顧 問 杉 山 榮

『救済事業調査表（養老）大正拾四年拾貳月末日』

位置 岡山市南方九拾六番地  
職員 有給會長 田 淵 藤太郎  
有給看護人 田 淵 發 恵  
顧 問 富 田 金 一  
顧 問 横 山 日 省  
顧 問 杉 山 榮

- 12) 『報恩時報第三回』大正九年七月二十五日，2頁
- 13) 全国社会福祉協議会，前掲書，61頁
- 14) 同上書，61頁
- 15) ただし，赤松力『近代日本における社会事業の展開過程』御茶の水書房，1990年，及び全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会，1984年では，大正11年より補助金を受けていると記されている。
- 16) 全国社会福祉協議会，前掲書，62頁
- 17) 「第一回全国養老事業大會」『社会事業研究』，第13卷第11号，大阪社会事業研究会，1925年，73頁
- 18) 同上書，73頁
- 19) 全国社会福祉協議会，前掲書，51頁
- 20) 『救済事業調査表（養老）大正拾四年拾貳月末日』
- 21) 全国社会福祉協議会，前掲書，51頁

井 村 圭 壮

<付記>

本論は平成9年度岡山県立大学・岡山県立大学短期大学部特別研究費の交付を受けて行った研究成果の一部である。

〔平成9年10月31日受付〕  
〔平成9年12月25日受理〕